

部局名:医療保健部

令和元年度6月補正予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	認知症地域生活安心サポート事業費	4,092	1
合 計		4,092	

令和元年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 医療保健部 長寿介護課

事業概要

細事業名	認知症地域生活安心サポート事業費				区分	継続	
	122	介護の基盤整備と人材の育成・確保					
施策	12205	認知症施策の充実					
基本事業	目標項目		平成 30 年度実績値	令和元年度目標値			
	認知症サポーター数(累計)		180,839 人	199,000 人			
根拠 (法令等)	介護保険法第 118 条第 1 項の規定による「三重県介護保険事業支援計画（第 7 期）」 厚生労働省老健局長通知「認知症対策等総合支援事業の実施について」 高齢者虐待防止法						
予 算 額 等	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	予算額		9,885 千円	9,446 千円	8,987 千円	12,112 千円	
決算額		9,231 千円	8,940 千円				
事業の目的	今後増加が予想される認知症高齢者とその家族が、地域の良い環境で安心して暮らせるように環境を整備します。また、高齢者権利擁護のための研修を実施します。						
事業目標	<p>認知症の人及び家族が住み慣れた環境で暮らし続けるためには、認知症を正しく理解し、地域において温かく見守る人を増やすことが重要であるため、認知症に関する理解を深めるための研修を実施します。</p> <p>また、それぞれの地域で、認知症の人が暮らす流れにそって、医療、介護、地域の関係者がつながり合って、包括的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目標とします。</p>						
前年度から の変更点	<p>(1) 認知症サミット in Mie フォローアップ事業、認知症ピアサポート活動及び認知症サポーター等活動促進事業を新規に実施</p> <p>その他の項目は特になし。</p>						
事業の必要性と期待される効果	<p>高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加が予想され、加えて、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯も増加が予想されています。</p> <p>認知症になっても、認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、地域支援体制づくりが必要であり、結果として、認知症高齢者が尊厳を持って安心して豊かに地域で暮らし続けることができます。</p>						

取組詳細

取組概要

- (1) 認知症総合戦略加速化推進事業 認知症サミット in Mie フォローアップ事業、認知症ピアサポート活動及び認知症サポーター等活動促進事業
- (2) 認知症地域支援体制等構築事業 認知症キャラバン・メイト養成研修
- (3) 認知症地域支援体制等構築事業 認知症サポーター養成講座
- (4) 認知症施策普及・相談・支援事業 (5) 若年性認知症施策等総合推進事業
- (6) 地域権利擁護研修事業、権利擁護推進員養成研修 (7) 介護施設等職員研修事業
- (8) 成年後見制度利用推進事業

取組内容等

SIB を活用した認知症予防の取組について 4,092 千円 (うち県費 4,092 千円)

1. 意義と課題

SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド) については、民間資金を活用して社会課題解決型の事業を実施し、その成果に応じて対価を支払うスキームである。

平成 30 年 3 月に経済産業省が作成した「導入ノウハウ集」によれば、効果がまだ証明されていない事業を実施する際に有効であり、成果発注により行政コストの削減ができる可能性があるとされていることから、SIB を活用した認知症予防に関する取組を検討する意義はある。

しかしながら、事業スキームが通常の場合とは異なることから、SIB を活用した認知症予防の取組を実施する場合に、以下のような課題が考えられる。

課題 1：実施主体

- 介護保険における予防施策の実施主体は保険者である市町であり、SIB を導入した場合の行政コスト (介護給付費等) の削減などのメリットも主として市町が享受することになるため、市町が主体となつて実施する必要があると考えられる。

課題 2：関係プレイヤーの把握や成果指標の設定等

- SIB の導入を検討する場合、市町にとっては以下の作業が必要になると考えられ、県内で SIB に関する知見が乏しい中、導入に当たって障壁となり得る。

①前提条件の整理

- ・達成したい成果の明確化
- ・公募に当たって事業者を求める事項 等

②関係プレイヤーの把握

- ・具体的な達成方法を提案・実施できる事業者がいるかどうか
- ・資金提供ができる金融機関がいるかどうか
- ・参画に当たって発注側が留意すべき点 等

③成果指標の設定

- ・事業目的と指標との因果関係が明確で説明可能か

- ・事業者参画意欲を阻害しないものとなっているか 等

④行政コスト削減額の算定

- ・現状のコストや達成した成果の規模に応じて削減される行政コストの額を算出可能か 等

- 特に認知症予防の分野においては、認知症の指標設定に関する専門的な検討が必要であること（※先行事例においても、MMSE (Mini Mental State Examination) という通常の認知症施策では取り扱わない指標が用いられている）に加え、認知症予防によりどの程度の行政コスト（介護給付費等）が削減されるのかといった知見も確立されていないことから、市町による制度設計の面でも、事業者による参画の面でも十分な事前準備が必須となる。
- また、仮に市町が導入を決めたとしても、実際に SIB を開始するまでに、市町において上記の①～④の事項に関する県内の状況をきめ細かく把握するための調査（可能性調査）を行うことが必要であり、「導入ノウハウ集」によれば、最短でも、調査準備に1年、期間・事業者選定に1年3か月程度の期間を要するとされている。

課題3：予算編成

- 成果の支払については、事業実施期間の後、評価期間における複数回の評価を経て行われることが想定されるが、成果の発現に伴う対価の支払いが将来発生するため、主体となる市町において従来の予算編成とは異なる仕組みを検討しなければならない。具体的には、以下のような対応が必要と考えられる。
 - ①削減される行政コストに関する市町の財政担当課の理解
 - ・認知症予防によりどの程度の行政コスト（介護給付費等）が削減されるのかに関する知見が確立されていないこともあり、事業の実施を財政担当課との十分なすり合わせが必要となる。
 - ②導入時の予算要求の手法の検討
 - ・成果の支払が将来発生するため債務負担行為を必要とする。
 - ③予算編成のスケジュールと統合的な評価実施のタイミングの検討
 - ・成果を支払う年度において、予算要求時には支払額が確定していなければならないため、それ以前に評価の実施を終える必要がある。

2. 先行事例

一方、SIB を活用した認知症予防の取組に関する先行事例については、例えば、以下のようなものがある。

①福岡県福岡市における認知症予防に関する SIB 実証事業

<方式>経済産業省の平成 27 年度健康寿命延伸産業創出推進事業を採択し、実証事業による課題を抽出（※国が SIB の実証事業を行った国内初の事例）

<期間>平成 27 年 7 月から 5 か月間

<SIB 運営主体>福岡地域戦略推進協議会

（※福岡市にある産学官民が一体となったプラットフォームのこと）

<サービス提供者>株式会社公文教育委員会による学習療法

<独立評価者>慶応義塾大学 SFC 研究所

②奈良県天理市における認知症予防に関する SIB 導入事業

＜方式＞経済産業省の平成 27 年度健康寿命延伸産業創出推進事業に協力した天理市に対して、慶応義塾大学と公文教育委員会が提案

(※認知症予防分野において SIB の成果目標が達成された国内初の事例)

＜期間＞平成 29 年 7 月から 5 か月間

＜SIB 運営主体＞天理市

＜サービス提供者＞株式会社公文教育委員会による学習療法

＜独立評価者＞慶応義塾大学 S F C 研究所

上記のような先行事例はあるものの、SIB を活用した認知症予防の取組については全国的な広がりを見せているとは言えないことから、上記の地方自治体について、事業実施に際して具体的にどのような課題があり、いかにして課題を解消し、残された課題は何かといった点について、十分把握することが必要である。

3. 対応方針

SIB を活用した認知症予防の取組については、事業スキームの確立が図られれば意義はあると考えられるものの、それに至るまでに上記のような課題があることから、市町が導入するにあたっては SIB に関する詳しい知識やノウハウを得るための支援が絶対的に必要である。

このため、県としては、まずは SIB を活用した認知症予防の取組の先行事例や県内市町の認知度・導入意向に関する調査を行いたい。同調査については、SIB の手法に関する専門的知見を要することから、調査の企画、立案、実施（※県職員も同行）、とりまとめ等を民間事業者に委託することとし、6月補正では、そのための費用を計上したい。

来年度以降は、認知症に関する会議の場において調査の結果を市町に周知すること等により、SIB という手法の存在、意義、課題とその解消法等についての市町の知識・理解を深めるとともに、関心のある市町に対しては個別に、事業の開始に向けた協議や、可能性調査の実施について共同して検討を行うなどの支援を実施する予定である。

＜市町の支援に向けた段取り＞

